

自転車安全利用促進イベント開催等業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「自転車安全利用促進イベント開催等業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

自転車安全利用促進イベント開催等業務

2 業務の目的

県内における交通事故の発生件数が減少傾向にある中、自転車が関係する交通事故の発生件数は約3割を占めており、自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナーの向上が求められている。

そうした中、栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和4年栃木県条例第58号）の施行により、乗車用ヘルメット着用を努力義務とし、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務とした。

また、令和5年4月には道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正に伴い全国的に乗車用ヘルメット着用が努力義務となったが、県内の乗車用ヘルメット着用率は低い状況にある。

このような状況を受け、商業施設でのイベントの開催及び啓発チラシの制作・配布を行うことで、全世代（特に保護者世代及び高齢者）に自転車乗車時の正しい交通ルールを周知し、自転車運転マナーの向上、乗車用ヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等への加入等の促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7（2025）年1月24日（金）まで

4 業務内容

(1) 自転車安全利用促進イベントの開催

次の要件を満たす企画立案、実施運営に係る業務

ア 内容

保護者世代や高齢者を主な対象とし、公共施設や商業施設等集客が見込める場所（以下、「商業施設等」という。）において、自転車乗車時のルール・マナーや乗車用ヘルメット着用の重要性等を体感できるイベントを開催する。

- ・スクエアード・ストレイト方式(※)による交通安全教室
- ・自転車ヘルメット試着会
- ・自転車損害賠償責任保険等の周知
- ・親子イベント
- ・パトカー展示

(※) スタントマンが交通事故を再現するもの。スタントマンと速度を出した車等が参加者の目の前で接触する。

イ 実施時期・回数

令和6（2024）年10月から11月の間に計1回開催する。2～3時間程度を想定。

ウ 会場

イオンモール佐野新都市 北駐車場

エ 対象者

商業施設等に買い物にきている保護者世代（親子含む）、高齢者

オ 実施に伴う業務

(ア) 会場との調整

- ・イベントの実施日時や実施スペース等、広報の方法について調整する。必要に応じて、甲を交えて会場と調整する。
- ・会場使用料は減免とする。

(イ) 会場の設営等

- ・会場内における各催しの動線等を考慮したレイアウトを提案し、当日は会場設営を行う。(例えば、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室に参加した方が、ヘルメット着用の重要性を実感した際、スムーズにヘルメット試着会に足を運ぶことができるような動線等)
- ・スケアード・ストレイト方式による交通安全教室は、車両が走行するため、観客と一定の距離を保つようカラーコーン等を設置するほか、会場アナウンス等による呼びかけを実施するなど、安全性を確保すること。
- ・会場のレイアウト及び設営については、甲と協議の上決定すること。
- ・イベント開催後は片付けを行うこと。

(ウ) 各催しの実施に係る調整等

①スケアード・ストレイト方式による交通安全教室

- ・業者を選定し、甲と協議の上決定すること。
- ・車と自転車をを用いて実施すること。
- ・業者が必要とする備品等については、甲に報告の上、乙が手配すること。

②自転車ヘルメット試着会

- ・ヘルメットを試着できるブース（ヘルメット展示用のテーブル、姿見等）を設営すること。
- ・雨風を考慮し、テント等屋根付きのものとする。
- ・試着会で使用するヘルメットは、甲が提供するものを使用すること。(約20個の予定。)
- ・試着会については、甲の派遣する職員が来客対応を実施する。

③自転車損害賠償責任保険等の周知

- ・自転車損害賠償責任保険等に係る啓発資料等を置くことのできるラックやテーブルを用意すること。
- ・啓発資料等については、甲が提供する。
- ・啓発資料等の設置及び管理は、甲の派遣する職員が実施する。

④親子イベント

- ・保護者と子どもが楽しく自転車乗車時のルール・マナーや乗車用ヘルメットの大切さを学べる催しを企画・運営すること。
- ・子どもだけでなく、保護者が子どものお手本として、正しい知識を身に付けられるような内容とすること。
- ・催しに必要な備品等については、乙が準備すること。

⑤パトカー展示

- ・会場内で、パトカーや白バイ等を展示できるスペースを確保すること。
- ・パトカー等の手配は甲が行う。

(エ) 参加者への当日アンケートの実施、集計

- ・アンケート内容について提案し、甲と協議の上決定すること。
- ・イベント当日会場内にパネルを設置し、参加者が任意の回答へシールを貼ることでアンケートを実施する。
- ・アンケートの集計結果を甲に報告すること。

(2) その他

- ・ 業務実施にあたっては、必要に応じて1ヶ月に1度以上、進捗状況を甲に対し連絡し、内容について協議を行うこと。
- ・ 荒天等のやむを得ない事情によりイベントの開催が中止となった場合は、甲と協議の上、代替措置を講じること。

5 想定業務スケジュール

※協議の上変更可能

区分	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月
イベント	審査会	日時確定・内容企画・調整	イベント (期間中に計1回)		アンケートとりまとめ	業務完了報告

6 その他

(1) 業務責任者等の通知

乙は、委託契約後、業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

(2) 完了検査

乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を実績報告書として取りまとめ、甲に提出し、検査を受けるものとする。

(3) 再委託の可否

乙は、乙が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務がある場合には、甲と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

(4) 権利の帰属

著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）をはじめ、本業務の成果物における一切の権利は、原則、甲に帰属する。

また、乙は著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

成果物の全部又は一部に乙又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。なお、これらの手続きを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、乙は、その一切の責任を負うこと。

(5) 秘密保持

乙は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(6) 留意事項

- ・ 本イベントは、「栃木県イベント環境配慮指針」の適用対象イベントとなるため、「環境に配慮したイベント開催要領」（令和5年4月1日）に基づく環境配慮を実施するので、業務の履行にあたっては十分留意すること。
- ・ 安全対策には十分注意し、イベント及び準備作業等により第三者及び器物に損害等を与えた場合は、乙の責任において速やかに処理すること。

- このイベントにより、造営物その他に損傷を与えた場合には、乙の責任において原形に復すること。
- 業務の処理にあたっては、他人の名誉、信用、プライバシー権、その他の権利を侵害しないよう留意するとともに、個人情報の取扱を適正に行うものとする。
- 乙は、業務スケジュールについて常時甲に報告するものとし、業務完了までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けるものとする。
- 業務上必要と認められるもので本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項は、甲と乙の両者が協議し進めるものとする。
- 乙は、本仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽易な事項については契約金額の範囲内で実施するものとする。